



未来の長岡へ人と人がつながろう

長岡の宝を
つなげたい。

長岡市事業継続・ 事業承継計画策定推進補助金

BCP・事業承継・
経営改善補助金

令和7年度

事業継続力の強化を目指し、
もしもの時の事業継続計画（BCP）や
事業承継計画、経営改善計画
策定経費の一部を補助します。



BCPの策定
A 30万円

事業承継計画策定
B 30万円

特例承継計画策定
M&Aへの取組
C 50万円

早期経営改善計画策定
D 5万円
経営改善計画策定
20万円

※国の「(早期)経営改善計画策定支援事業」に上乗せして補助

採択実績 (令和2年度～)

申請区分	採択件数
BCP型	16件
事業承継型	82件
事業承継型の特例	32件
経営改善型 (令和5年度～)	14件

こういう場面でお使いください

- 災害に備えるため簡易なBCPを策定したい
- 事業承継検討のため自社の企業価値を把握したい
- 税制の優遇のため特例承継計画を策定したい
- 事業譲渡のためM&Aを検討したい
- 経営改善、事業再生に向けて経営改善計画を策定したい



市ホームページから
書式をダウンロード



事業承継計画策定推進補助金

BCP・事業承継・経営改善補助金

長岡市事業継続・

令和7年度



あなたの会社は
雇用と経済を支える大切な宝
次の世代につなげましょう

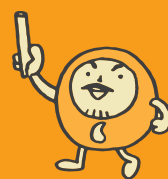


A	BCPの策定 30万円	BCP型 BCPまたは事業継続力強化計画の策定に係る経費の1/2、上限30万円
B	事業承継計画策定 30万円	事業承継型 事業承継の計画策定企業価値算出等に係る経費の2/3、上限30万円
C	特例承継計画策定 M&Aへの取組 50万円 事業承継税制と特例承継計画について ・事業承継税制とは、後継者が先代経営者から非上場株式を贈与、相続により取得した場合において、一定の要件を満たすことで贈与税・相続税が納税猶予される制度です。 ・この制度の適用を受けるには、令和8年3月31日までに、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた旨を記載した「特例承継計画」を県知事あてに提出し、確認を受ける必要が	事業承継型の特例 特例承継計画策定やM&A(売手側)に係る経費の2/3、上限50万円 新潟県HP 
D	早期経営改善計画策定 経営改善計画策定 5万円 20万円 ○早期経営改善計画策定支援事業 ・金融機関への返済条件等の変更の必要がないうちに経営の改善を支援 【補助率: 2/3 上限: 計画策定15万円、伴走支援(期中)5万円、伴走支援(期末)5万円】 ○経営改善計画策定支援事業 ・金融機関への返済条件等を変更し資金繰りを安定させながら、経営の改善を支援 【補助率: 2/3 上限: 計画策定200万円、伴走支援100万円】 窓口: 新潟県中小企業活性化協議会 TEL: 025-246-0093	経営改善型 国の「(早期)経営改善計画策定支援」を活用した際の自己負担額(伴走支援、金融機関交渉に係る経費を除く)の1/2 中小企業活性化協議会HP 

※③と④の併用はできません。

補助対象経費

- 税理士・金融機関等への計画策定等業務委託料
- 株価等企業価値の算出
- 研修受講料、研修を実施する際の講師謝金等
- M&A着手金、成立時の仲介手数料等(④の場合)
- その他の事業に関連する経費



補助対象者

市内に主たる事務所を有し、申請時に同一事業を1年以上営む中小企業者

※規定に定める業種や、大企業の経営参画等の状況で該当しない場合があります。

申請期間

先着順で随時募集しています。

※事業者向け総合相談窓口(産業支援課)で申請してください。
※申請状況等により申請を締め切る場合は、ホームページ等で事前にお知らせします。

申請に必要な書類

- ☐ 補助金交付申請書(専用書式)
 - ☐ 会社案内等、パンフレット等(自社の事業がわかるもの)
- ※経営改善型は、新潟県中小企業活性化協議会へ「(早期)経営改善計画策定支援事業」の利用申請を提出した後に、長岡市へ「補助金交付指定申請書」(専用書式)を提出してください。

お問い合わせ・申請先

Tel (0258) 39-2222

長岡市 商工部 産業支援課

〒940-0062 長岡市大手通2-6 長岡市役所大手通庁舎6F